

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

平成29年度

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「みんなで育て 生きづき根ざす 福祉のまち瑞穂」

の実現に向けて～

<基本方針>

第2次瑞穂市地域福祉活動計画に基づき、住民の地域力を育てながら協働して、地域で自分らしく安全で安心して暮らせるように地域福祉を推進して、福祉事業の一層の充実を図る。

<重点事業>

1 地域福祉事業

①地域の支え合い体制の推進

- ・地域毎の課題・検討、基盤体制の支援
- ・生活支援体制整備

2 高齢者福祉事業

①在宅医療・介護連携の推進について

- ・瑞穂市の医療介護連携のための取り組みの推進

②認知症総合支援事業の推進について

- ・認知症初期集中支援チームの設置・運営
- ・認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進

3 障がい者福祉事業

- ・相談・支援事業の充実を図る。

4 福祉総合相談センター事業の充実

- ・福祉に係る総合的な相談の充実を図る。
- ・学習支援の調査・研究・試行
- ・法人後見事業の検討

5 防災・減災事業

- ・災害時の支援体制の仕組みづくり

<事業計画>

1 地域福祉事業

(1) 地域の支え合い体制の推進

- ①支え合いのまちづくり講演会の開催（生活支援体制整備事業）
- ②地域福祉懇談会の開催（生活支援体制整備事業）
- ③ふれあい・いきいきサロン（会費事業）
 - ・要綱の見直しを検討
 - ・本巢市、北方町と3市町合同研修会の実施
- ④福祉協力員の普及・啓発
 - ・新任研修会
 - ・見守り体制の再検討
- ⑤生活支援ボランティア養成講座の開催（生活支援体制整備事業）
 - ・ボランティアの組織化支援
- ⑥買い物等支援事業（会費事業）
 - ・買い物等支援事業を実施している地域のボランティア団体に、車両、運転手の手配、その他運営に関する協力支援を実施
- ⑦地区社協の構築の推進
 - ・地区社協の構築に向けて自治会連合会との連携調整

(2) 自治会連合会組織における福祉部門の協議及び支援（会費事業）

福祉部門を地区社協の前進と捉え、それぞれが抱えている問題を一緒に考え支援する。（2小学校区）

(3) 貸出事業（会費事業）

市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人々の利用・活用を促す。

- ①福祉機器の貸出
 - 車いす、歩行器、四点杖の貸出（有料）
- ②福祉車両の貸出
 - 特殊車両の貸出（燃料費実費負担）
- ③備品貸出
 - 高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出し。

(4) 福祉活動専門員の設置（市補助金事業）

地域組織化活動に主体的に関わる専門職（コーディネーター）を配置する。

(5) 福祉センター（瑞穂市総合センター内）事業

2 高齢者福祉事業

(1) シルバーふれ愛の輪（共同募金配分金事業）

市内の70歳以上のひとり暮らし世帯、75歳以上のみの高齢者世帯を対象に、介護予防に重点をおいて地区ごとに親睦を図る場をつくることで、地域の支え合いの仕組みを構築する。

(2) 友愛訪問（共同募金配分金事業）

市内の70歳以上のひとり暮らし世帯、75歳以上のみの高齢者世帯を対象に、日用品等を配布することで、情報提供や状態変化の把握・信頼関係の構築等を図る。（年1回実施）

(3) 介護者家族の会の活動支援・強化（補助支援事業）

介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の会」を側面から支援する。

(4) 老人福祉センター事業（市受託金事業）

(5) 在宅介護支援センター事業（市受託金事業）

ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯について、訪問を行いその生活や身体などの状態を把握し、生活や介護について相談等の支援を行う。

(6) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

①総合相談・支援事業

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シルバー便利帳」の発行
- ・ネットワークの構築

地域密着推進ネットワーク会議の開催（2か月に1回）

②権利擁護事業

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・みずほケアマネサロンの開催（2か月に1回）
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

④小地域ケア会議の開催

- ・定期開催の推進（年4回）

- ⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市予算使用）
 - ・在宅医療連携推進のための講演会の開催（瑞穂市・医師会と協働）
 - ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・医師会と協働）
 - ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携
- ⑥生活支援サービスの体制整備
- ⑦介護予防ケアマネジメント
 - ・第1号介護予防支援事業等
 - ・指定介護予防支援
- ⑧介護予防体制の充実
 - ・介護予防対象者の把握事業
 - ・地域団体への出前講座の開催
 - ・地域包括支援センターだよりの作成（年4回発行予定）
 - ・みずほ生き活きサポーター養成講座の開催
 - ・みずほ生き活きサポータースキルアップ研修（毎月）
 - ・みずほ生き活きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）

（7）認知症施策の推進（市受託金事業）

- ①認知症初期集中支援チームの設置
- ②認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進
 - ・認知症地域支援推進員の配置
 - ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会の開催（年3回）
 - ・認知症ケアパスの作成
 - ・みずほおれんじキャラバンネットの開催（年3回）
 - ・認知症サポーター養成講座の開催
 - ・認知症カフェ立上げ支援
 - ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動

3 障がい者福祉事業

（1）障がい者への支援

①クリスマスコンサート（共同募金配分金事業）

年齢、性別、障がいのあるなしに関係なく、「共に生きる」をテーマに楽しい時間を共有し、様々な人との交流を図ることを目的に開催する。

（平成29年12月2日（土）開催予定）

②すこやかクラブ（精神障がい者サロン）の開催（会費事業）

精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促進するため、関係機関・ボランティアグループとの協力により精神障がい者のつどいの場「すこやかクラブ」を実施する。参加者の増員を図るよう啓発する。（月2回開催）

※ すこやかクラブ運営委員会により、運営方法等についての検討を行い

事業運営の改善を図る。

(2) 障がい者家族への支援

① あおぞら会（当事者と家族）への支援（補助支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等側面からの支援を行うとともに、会の存在意識を高める。

② 福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。
- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と情報の提供を行う。

(3) 障がいへの理解の促進

あい♥愛マーケットの開催（会費事業）

- ・瑞穂市総合センターで、豊住園、すみれの家及びボランティア団体の製品を販売することで、障がいへの理解、障がい者へのサポートのあり方やボランティア活動への関心を深める。（毎月2回開催）

(4) 多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）の経営（自己財源・市補助金事業）

（福祉作業所豊住園・福祉作業所すみれの家の経営）

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・瑞穂市総合センター、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。

4 児童福祉事業

(1) 子育て・孫育て講座の開催（会費事業）

- ① 子育て支援センターと連携を図りながら、地域の子育て支援者の養成を行い、地域での活動を目指すために開催する。なお、修了者には、子育てサポーターとしてボランティア登録し、地域の子育て事業への活動に展開させていくためのアフターフォローを行っていく。

- ② 子育てサポーターステップアップ講座及び交流会の開催

サポーター同士の交流を図り、研修会を開催することにより子育て支援

活動を推進する。(年1～2回開催)

- (2) ホリパパサロン(子育てサロン)の開設(隔月)(共同募金配分金事業)
講座にて養成した子育てサポーター・関係機関等の協力により、父親に子育てに関心を持ってもらい仲間づくりができるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

5 福祉総合相談支援事業

(1) 心配ごと相談事業(市受託金事業)

- | | | |
|----------------|---------|------|
| ・ 心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・ 無料法律相談 | 弁護士 | 月4回 |
| ・ 人権相談 | 人権相談員 | 月1回 |
| ・ 行政相談 | 行政相談員 | 月1回 |
| ・ 女性のための無料法律相談 | 女性弁護士 | 月1回 |

(2) 生活困窮者自立支援事業(市受託金事業)

生活保護に至らない生活困窮者のセーフティネットとして、生活困窮者が抱える複合的な課題に対し、自立支援につながる情報提供や相談等、包括的な支援を行う。また、早期発見・見守りを行うために関係機関・関係者のネットワークを構築し、社会参加や就労の場を広げていく。

(3) 家計相談支援事業(市受託金事業)

家計収支の均衡がとれていない等、家計管理に課題を抱える生活困窮者に対し、生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供及び専門的な指導、助言を行う。

(4) 日常生活自立支援事業(県社協受託金事業・利用料)

認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等の支援を実施する。

(5) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託金事業)

低所得者・障がい者等に対して貸付を実施し、自立した生活を支援する。

(6) 生活一時金貸付事業(会費事業)

緊急的な一時的貸付の実施(10,000円を限度とする。)、自立に向けた生活支援指導をする。

(7) 障がい者相談支援事業(障害福祉サービス費)

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施する。
市内の障がいのある方が、自立した生活が送れるよう福祉サービスのサポート並びに支援を行う。

(8) 緊急食糧等支援事業（会費事業）

離職等の理由により生活が窮迫状態となり、健康被害が生じるおそれのある者に対して、一時的に食料等の生活に必要な現物を提供し、窮迫状態の改善と自立の支援を図る。

(9) 法人後見制度の検討（会費事業）

法人後見事業の実施に向けて、事業の検討・調査等を行う。

6 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動の推進

① ボランティアコーディネーターの設置（市補助金事業）

ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。

② ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進（会費事業）

ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。ボランティア活動保険の自己負担について周知する。

③ ボランティア情報紙の発行（会費事業）

社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア登録者の拡大を図る。

④ ボランティア連絡会の開催（共同募金配分金事業）

市民団体、個人ボランティアの連携強化を図り、活動の発展を目指す。

⑤ 市民団体活動助成（会費事業）

地域住民（ボランティア団体等）による活動の活性化を図るため、ボランティア活動に対しての助成を行う。

広くボランティア団体に事業の周知を行い、持続性等の安定を図るために要綱の見直しを行う。

(2) 災害時の支援体制の仕組みづくり

① 災害ボランティアセンター運営の基盤整備（会費事業）

災害ボランティアセンターが円滑に設置運営できるよう、体制を整える。また、センター運営を通じて、災害時の住民の課題解決に向けた支援を行い早期に暮らしを取り戻せるための体制を整備する。

- ・ 災害ボランティア連絡協議会の開催
- ・ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- ・災害備蓄品の整備・管理
- ②災害時に支援者となれる人材の養成（会費事業）
大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターの運営支援に携われる人材を養成する。また、平常時から、災害時のボランティア活動の体制づくりと地域防災力向上のための活動を行える市民団体を育成する。
 - ・災害ボランティアコーディネーター養成講座
 - ・災害ボランティアの組織化に向けた調整

(3) 福祉教育の推進

- ①福祉協力校の指定・支援（会費事業）
福祉教育の推進を図ることを目的に、市内の小学校・中学校・幼稚園・保育所等に対して福祉協力校の指定を行い、福祉教育プログラムの提案等を行う。
 - ・新たな福祉教育プログラムの開発と福祉協力校への提供の仕組みづくりの検討
- ②福祉協力校連絡会の開催（会費事業）
子ども達への福祉教育を推進するため、市内の小学校・中学校・幼稚園・保育所の先生を対象に福祉講座を開催し、情報提供及び交流を行う。
(年2回開催)
- ③福祉学習授業の実施（会費事業）
小、中学校、大学などで福祉教育授業を実施し、福祉に関する意識啓発を行う。

7 広報・調査研究活動事業

- (1) 社協だよりの発行 隔月発行（会費事業）
社協の機関誌として、「社協だより『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行し、内容の充実を図り、親しまれる機関誌とする。
- (2) ホームページ等の充実（共同募金配分金事業・会費事業）
ホームページ等により、福祉に関する情報提供を分かりやすく伝えていく。
- (3) 広報担当者研修への参加（会費事業）
- (4) 第7回みずほ福祉フェスティバル（会費・共同募金配分金事業）
市民の交流、出会いの場、市民同士のつながりづくりの場とし、市民自らが福祉を考える機会やボランティア活動などを始めるきっかけとして開催する。

(平成29年10月29日(日)開催予定)

8 募金活動の実施

(1) 共同募金活動の実施(共同募金会事業)

毎年10月1日～12月31日(募金額一世帯600円を目安)

共同募金について、事業の主旨・内容を説明し、必要性を周知し、理解を深めることにより、募金活動を実施する。街頭募金活動の方法の見直しを行う。

(2) 歳末たすけあい募金配分事業

団体が福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。

9 法人運営・組織基盤強化

(1) 会員会費の徴収(会費事業)

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。

今後の事業等及び経営の安定並びに地区社協設立時の配分についても調査研究を行い、会費額について検討する。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

(2) 役員研修の実施(会費事業)

福祉のまちづくり研修事業 年1回

先進地視察研修事業 年1回

(3) 理事会、監事会、評議員会の開催(会費事業)

(4) 表彰状、感謝状の授与

地域の福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与する。

(5) 職員研修の実施(会費事業)

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

(6) 人事考課の実施検討

(7) 苦情対応が迅速にできる基盤の充実(会費事業)

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題と

して改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図る。

(8) 各福祉施設と連携し、必要に応じて協働・協調して事業を行っていく。

(9) 関係機関・民間企業等との連携を図り、交流を深め、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。